

## 鳥取県町村会からの令和8年度国・県政に対する要望への回答

| 番号 | 区分 | 項目                                 | 要望内容  | 回答   | 担当部局                |
|----|----|------------------------------------|---|--|---------------------|
| 1  | 新規 | 地方創生2.0の推進について<br>《最重点要望項目》        | <p>人口減少問題への対応は、県においても最重要課題であるとともに、短期間で成果がでるものではなく、長期的な取組が必要となります。</p> <p>若者や女性にも選ばれる“鳥取”、誰もが安心して暮らし続けられ、一人ひとりが幸せを実感できるまちの創造を目指して町村も取組を進めております。</p> <p>つきましては、県の取組の一つである若者、「女性にも選ばれるとっとりづくり事業」のふるさとキャリア教育の推進、高校魅力化の推進、「鳥取式・買物環境支援」の安心して住み続けられるふるさとづくり事業等の充実により、鳥取の地方創生2.0の強力な推進をお願いします。</p>  | <p>人口減少問題を解決し地方創生を推進するため、若者・女性の視点を取り入れ、移住・定住の促進、子育て支援などに取り組むとともに、ふるさとキャリア教育や高校魅力化などにより、若者の地元定着を促進しています。</p> <p>さらに、誰もが住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる地域づくりのため、買物環境や地域交通をはじめとする地域の生活機能の維持・確保を推進しているところです。</p> <p>今後も、長期的な視点に立ち、このような施策の充実や、地域経済の活性化などに取り組んでまいります。</p>  | 令和の改新戦略本部（令和の改新推進課） |
| 2  | 新規 | 空き家改修補助の空き家期間の見直しについて<br>《最重点要望項目》 | <p>老朽化等により市場で流通していない空き家利活用の改修補助として、鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金（市町村間接補助）があります。</p> <p>その対象建築物の条件は、「建築後30年以上経過した1年以上利用がない空き家、又は建築後30年未満で2年以上利用がない空き家」「ただし不動産事業者が媒介契約等を締結したものは2年以上利用がない空き家」とされています。</p> <p>町村によっては、空き家情報バンク物件の円滑で安全な取引を担保するため、（社）鳥取県宅地建物取引業協会と「空き家情報バンクに係る空き家の仲介に関する協定」を結ぶなど、媒介契約を締結しております。しかしながら、媒介契約後も売却が進まないため、補助を活用し改修しようとするも2年以上経過する必要がある、更に老朽化等が進む状況となっています。また、媒介契約すると改修補助まで2年を要することから、媒介契約を望まない方も一定数います。</p> <p>関係者・有識者の間では、「空き家三年価値半減」という通説があり、三年以内に空き家を売却すると譲渡所得の特別控除の特例が受けられるなど、次の方に速やかに利活用されることが重要と考えます。</p> <p>つきましては、「媒介契約等を締結したものは2年以上」の要件をなくし、「建築後30年以上経過した1年以上利用がない空き家、又は建築後30年未満で2年以上利用がない空き家」について補助対象となるよう見直しをお願いします。</p> | <p>本補助金は、市場での空き家流通の促進を目的とした改修費等に対する補助事業です。不動産事業者と空き家の所有者間で媒介契約が締結されているものは、既に市場での流通性を有するものとして、媒介契約物件となった日から起算して2年未満のものは補助対象外としています。</p> <p>しかし、昨今は円滑で安全な取引を担保するため、市町が運営する空き家バンクへの掲載条件として、不動産事業者との媒介契約を条件としている自治体も増加しており、ご指摘のとおり、媒介契約から2年以上経過する必要があることで老朽化等が更に進み、利活用が進まないなど、補助事業の本来の目的にそぐわない事例も発生しているところです。</p> <p>については、各市町の状況や意見も伺いながら、補助金交付要件の見直しについて検討します。</p> | 輝く鳥取創造本部（中山間・地域振興課） |

| 番号 | 区分 | 項目   | 要望内容   | 回答  | 担当部局                 |
|----|----|--|--|---|----------------------|
| 3  | 新規 | 介護支援専門員の人材の確保とA Iによる介護サービス計画書（ケアプラン）の作成について<br>《最重点要望項目》 | 全国的に介護人材が不足する中、町村では居宅介護支援事業所や地域包括支援センターにおいて介護支援専門員の人材の確保に苦慮しており、今後の人口推計からも人材が確保できない状況が想定されます。調整役となる介護支援専門員が確保できないことにより、利用者がスムーズに介護サービスを利用できない状況が懸念されます。<br>更に要支援者に至っては、介護サービス計画書の報酬単価が安く、居宅介護支援事業所に委託できないため、地域包括支援センターで受け入れざるをえず、介護サービス計画書の直営件数が増加しております。高齢者数のピークを迎え、今後は減少が見込まれるものの、働き世代の減少から、職員として介護支援専門員を雇うことが難しい状況にあります。<br>つきましては、現行の介護保険制度の見直しが行われ、早急に介護支援専門員の処遇が改善されるよう、施策の検討をお願いします。<br>加えて、少ない人員で多くの介護サービス計画書を提供することが可能となるよう、A Iの開発及び導入に関して支援をお願いします。  | 本県では、介護支援専門員を含む全介護職員の処遇改善に関して、令和7年8月12日に厚生労働省に対して抜本的な介護報酬の見直しを含めた制度設計を進めるよう要望し、8月20日には全国知事会を通じて厚生労働省に要望しており、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。<br>なお、令和7年度国補正予算の「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」において、介護支援専門員1人あたり月額10千円相当の処遇改善が盛り込まれたため、この事業を活用し、介護支援専門員の処遇が改善されるように支援していきます。<br>A Iを含むICT導入については、国が行っている「地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業」の積極的な活用をお願いします。<br><br>【令和7年度12月補正予算】<br>・介護職員処遇改善支援事業 1,092,000千円 | 福祉保健部<br>(長寿社会課)     |
| 4  | 新規 | 予防接種等健康被害調査委員会の県での共同設置について<br>《最重点要望項目》                  | 予防接種等健康被害調査委員会は予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき実施した予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため、必要に応じて各自治体が設置するものです。<br>新型コロナウイルスワクチン接種が特例臨時接種に該当していた時は、県が健康被害調査の事務を担っていましたが、特例臨時接種の終了に伴い各市町村で事務を行うことになりました。<br>健康被害が発生した場合、対象者が予防接種等を受けた際に住民登録していた市町村が調査委員会を立ち上げ調査・審議を行います。定期的開催される委員会ではないため、委員の選任や委嘱に時間を要しています。<br>また、健康被害が極めて稀な頻度であるため、町村で調査委員会自体のノウハウを得ることが出来ません。県で予防接種等健康被害調査委員会を設置し、市町村で健康被害が発生した際には県で協議を行うことにより、調査・審議の平準化、各市町村の案件を併せて実施することによる審議回数の減少も見込まれます。加えて、これまで複数の市町村が行っていた医師や大学病院の教授等の委員委嘱も県が行うことで効率化が図られます。<br>つきましては、健康被害調査に迅速に対応できるよう、調査委員会の共同設置をお願いします。 | 特例臨時接種として行われた新型コロナワクチンに係る予防接種健康被害調査については、コロナ禍における市町村の業務負担軽減の観点から、特例的に市町村から委託を受けて、本県が調査委員会を設置し業務を行ったところです。<br>令和6年度以降は、新型コロナワクチンが定期接種に位置付けられたことから、他のワクチンの場合と同様に、健康被害救済給付の申請があった際は、市町村が設置した予防接種健康被害調査委員会において、国へ申請する前の調査を実施しているところですが、今回の御要望を踏まえ、市町村の定期接種に係る当該調査について、本県が調査委員会を設置することも含め、県による調査実施の仕組みの検討を進めます。  | 福祉保健部<br>(感染症対策センター) |

| 番号 | 区分 | 項目                              | 要望内容  | 回答  | 担当部局                                 |
|----|----|---------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 5  | 新規 | 農業維持のための河床低下対策について<br>《最重点要望項目》 | <p>水路等の保安全管理は、これまで各集落が多面的機能支払交付金などを活用しながら地域の共同活動で行ってきましたが、農村地域の過疎化、高齢化に伴って集落機能が低下し、地域の共同活動が実施できないことにより、河床低下が起り取水できない事例も発生しています。</p> <p>つきましては、農業が国土の保全など多様な機能を有していることは元より、農業用水の防火利用など地域防災にとっても重要な位置づけにあることに鑑み、河床低下対策への支援強化をお願いします。</p>  | <p>多面的機能支払交付金における農地維持活動の一環として、円滑な用水確保に資する水路等の保安全管理への取り組みや、農山村ボランティアや共生の里など外部人材による制度の活用等もふまえ、引き続き、地域の共同活動が継続できるよう支援して参ります。</p> <p>また、水利関係者など地元関係者の意見を聞きながら現地状況を確認し、出水等により著しく河床が洗掘され、河川管理施設への影響が懸念される場合は、必要に応じて河床低下対策を検討します。</p>  | 農林水産部<br>(農地・水保全課)<br>県土整備部<br>(河川課) |
| 6  | 継続 | 海岸侵食・堆積対策について<br>《最重点要望項目》      | <p>海岸の侵食・堆積対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき、堆積砂の侵食箇所への養浜、沿岸における土砂の流れを回復するサンドバイパス、サンドリサイクル、海岸状態の監視、地元関係者や専門家の意見を聞きながら漂砂の解明を行うなど海岸保全に取り組んでいただいております。</p> <p>しかしながら、爆弾低気圧の通過時や冬期の波浪による海岸侵食、浜崖発達、砂浜や保安林の消失、河川及び用水路の流末閉塞、さらには地球温暖化の影響による海面上昇等により海岸線が家屋に迫りつつある事例があり、年々これらの問題は深刻になっていきます。</p> <p>つきましては、土砂管理連絡調整会議等において検討した侵食・堆積原因や効果検証等を踏まえ、対応方針として示された計画（サンドリサイクル等）を確実に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等の追加対策をお願いします。</p> | <p>海岸侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に則り、地元関係者や専門家の意見を聞きながら、必要最小限の構造物の整備やサンドリサイクル等による海岸保全に取り組んでいます。</p> <p>しかし、一部の海岸では砂浜が侵食傾向であり、引き続き汀線測量などのモニタリングを実施していくとともに、必要に応じて人工リーフの機能向上や、サンドリサイクル、浜崖対策（サンドバックの整備）等に取り組んでいきます。</p> <p>また、土砂管理連絡調整会議等により得られた侵食要因や効果検証結果などを共有しながら、今後とも適切な侵食対策や河口堆積砂の養浜への活用など、国、県、市町村等で連携して取り組んでいきます。</p>   | 県土整備部<br>(河川課、港湾課)                   |
| 7  | 継続 | 地方自治体に対する確実な財政措置について            | <p>現在、国内では物価高騰の影響が深刻化しており、行政サービスに要する光熱費や人件費などの各種経費が上昇し、財政負担が大きく増加しています。また、社会的弱者や子育て世帯等に対する支援の必要性も一層高まっています。</p> <p>一方で、人口減少が続く中、地方税をはじめとする財源の確保が非常に困難になってきており、行政サービスの維持に多大な障が生じる恐れがあり、安定的な自治体運営に深刻な影響を及ぼしかねません。</p> <p>つきましては、地方自治体の持続的な運営と行政サービスの安定的供給を確保するため、引き続き地方交付税等の財政措置を確実に講じるよう国に対して働きかけをお願いします。</p>  | <p>地方においては、引き続き必要な財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な地方一般財源及び地方交付税の確保について、令和7年11月26日に国へ要望を行いました。</p> <p>また、同日行われた政府・地方六団体による国と地方の協議の場において、全国知事会を通じて高市総理に対し、社会保障関係費の増加や物価動向を踏まえた行政サービスにおける適切な価格転嫁、給与改定に伴う人件費の増加等への課題に対応するための所要額を地方財政計画の歳出に確実に計上した上で、一般財源総額の増額確保、充実に要望しました。</p> <p>その結果、令和8年度の地方財政対策において、一般財源総額は交付団体ベースで前年度を3.7兆円上回る67.5兆円が確保され、地方交付税総額は前年度を1.2兆円上回る20.2兆円が確保されました。</p> | 令和の改新戦略本部<br>(財政課)                   |

| 番号 | 区分 | 項目                                   | 要望内容   | 回答   | 担当部局                       |
|----|----|--------------------------------------|--|--|----------------------------|
| 8  | 継続 | <p>県の間接補助事業に係る制度見直し及び財政負担の軽減について</p> | <p>現在、県補助金のうち各市町村を経由する間接補助事業については、県及び各市町村が、それぞれの区域内に属する住民や事業者等を事業実施主体として支援を行っているところです。</p> <p>しかしながら、近年の物価高騰対策や企業支援等の分野においては、各市町村に対して義務的な財政負担が求められる事例が増加しており、各市町村の予算編成においても予算計上を余儀なくされるなど、財政運営に大きな負担が生じています。</p> <p>また、事業の優先度や各市町村の財政状況により、事業化に至らないケースもあることから、県内において制度の運用にばらつきが生じ、結果として県民サービスに地域間格差が発生する恐れがあります。</p> <p>つきましては、地域住民が公平に行政サービスを受用できる体制の構築に向け、各市町村間での格差を生じさせることのないよう、既存の間接補助事業については、可能な限り直接補助事業への転換を図るとともに、県が主体となって県の財源により実施する仕組みへの見直しをお願いします。</p> <p>加えて、引き続き間接補助事業として制度を運用する場合には、各市町村に対して義務的な財政負担を求めないよう配慮をお願いします。</p> | <p>各市町村を通じた行政サービスを提供することが現実的、効果的と考えられる分野については、事業実施のあり方について各市町村が主体的に検討すべきものと考えており、一律的な事務経費部分の補助は行っていませんが、個別の県補助金の改善に向けては丁寧に各市町村と協議していきたいと考えています。</p> <p>その上で、各市町村の予算計上が必要となる新規事業等については、可能な限り事前に情報提供を行い、制度周知や補助金手続きに当たって十分な期間をとるなど、事務に支障が生じないように引き続き配慮してまいります。</p> | <p>令和の改新戦略本部<br/>(財政課)</p> |

| 番号 | 区分 | 項目                                | 要望内容   | 回答   | 担当部局                     |
|----|----|-----------------------------------|--|--|--------------------------|
| 9  | 新規 | 標準システム移行に係る移行経費及び運用経費に対する財政措置について | <p>国は、令和8年3月までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境整備を目標とされており、町村においては懸命に取り組んでいるところです。しかしながら、全国町村会の調査結果では、多くの団体で移行費用、運用費用ともに想定を超えて大幅に増加する見込みであり、国による支援や対策が十分に行われていないことから、町村においては多大な財政負担が生じることとなります。</p> <p>デジタル基盤改革支援補助金については、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達していない町村があるほか、システム移行に伴い発生する費用にも関わらず、補助対象外とされている経費も多くあります。</p> <p>また、標準システム移行後の運用経費については、閣議決定された国の方針では、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされておりますが、現実には多くの町村において、移行前との比較で数倍となるなど、大幅に増加する見込みとなっております。</p> <p>現状のままでは、円滑に標準準拠システムへ移行することが困難となるだけでなく、将来にわたって町村の財政運営に大きな影響を及ぼし、ひいては住民サービスへ支障を来すことは明白であるため、システムの標準化を推進されてきた国の責任として、一段と踏み込んだ支援や対策が必要です。</p> <p>つきましては、町村において新たな財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与えることから、システム移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用について、国の責任において全額国費による措置をいただくよう働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、ガバメントクラウドの利用に係る費用を含めた移行後の運用経費について、移行前の運用経費を上回る分については、新たな交付金などにより措置をいただくよう働きかけをお願いします。</p> | <p>自治体情報システムの標準準拠システムへの移行に当たっては、システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、ガバメントクラウド利用料など、標準化に伴い増大する運用費用についても、確実な財政措置を講じるよう、令和7年8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>国は、令和7年12月、標準化移行後の運用経費の増加に対応するための国庫補助事業を令和7年度補正予算で措置しました。</p> <p>国が推進する標準化に伴い発生する財政負担の増加への対応については、今後も引き続き、国の責任において確実に措置するよう、国に働きかけていきます。</p> | 令和の改新戦略本部<br>(デジタル基盤整備課) |

| 番号 | 区分 | 項目                          | 要望内容  | 回答   | 担当部局                    |
|----|----|-----------------------------|---|--|-------------------------|
| 10 | 継続 | 買物環境確保対策について                | <p>近年、買物弱者対策が求められる中、将来にわたり暮らし続けることができる環境の整備を図ることは大変重要です。</p> <p>県では、市町村が住民ニーズや事業者の状況を踏まえ「買物環境確保計画」に基づく取組に対して支援する「買物環境確保推進交付金」により、対策を実施されているところです。支援メニューについても、幅広に柔軟な対応をいただいているところですが、一度誘致した企業が閉店となる事例も起きており、買物環境の確保は長期的に取り組んでいく必要があります。</p> <p>また、買物環境の確保は生活基盤の確保であるとともに、特に過疎・高齢化が進んだ中山間地域では、地域住民の憩いの場、コミュニティの維持と重要な役割を果たしています。</p> <p>つきましては、買物環境確保推進交付金などにより、町村が主体的に行う持続的な買物環境確保対策について、今後も地域の実情等を勘案し、持続可能なまちづくりにつながるよう継続的な支援をお願いします。</p> | <p>県内のJAスーパー全20店舗が令和5年度内に順次閉店するという危機的状況をきっかけに、市町村が住民ニーズ等を踏まえて策定する「買物環境確保計画」に基づく取組に対して支援する「買物環境確保推進交付金制度」を創設し、令和7年度には地域が主体性をもって行う新たな取組に対する支援を拡充したところです。</p> <p>県としても、地域の実情等に応じた買物環境確保の継続的な取組が必要と考えており、市町村が主体的に行う持続的な買物環境確保対策について、引き続き市町村と協働して進めていきます。</p> | 輝く鳥取創造本部<br>(中山間・地域振興課) |
| 11 | 継続 | タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の拡充について | <p>町村では、高齢者等の移動に対する支援として、障がいのある方や要介護に認定された方、また、公共交通がない集落の高齢者等を対象としたタクシー費用の助成制度を設けております。</p> <p>令和2年4月に、これらの取組に対する県の補助制度が創設されましたが、町村の制度を比較すると、助成の対象とする年齢要件や地域要件の差により県の補助対象とならない部分が多く、特に「交通空白地に居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者」についてはごくわずかな割合となっております。</p> <p>つきましては、従前から単独で助成を実施している町村に対して、既存制度による助成額の1/2を助成していただく等の制度拡充をしていただくようお願いします。</p>   | <p>県では交通空白地対策として行われる取組を対象としており、また持続可能な地域交通を推進する観点から、支援の要件を限定するとともに、効率的・効果的な輸送手段である乗合交通(町営バス等)との組合せ等を後押ししています。</p> <p>乗合交通は、国においても一定の割合は地方交付税措置(特別交付税の対象)が行われていることから、当該制度の活用も含め、持続可能な地域交通のあり方を共に検討してまいります。</p>  | 輝く鳥取創造本部<br>(交通政策課)     |

| 番号 | 区分 | 項目               | 要望内容  | 回答   | 担当部局                |
|----|----|------------------|---|--|---------------------|
| 12 | 継続 | 地域公共交通の安定的持続について | <p>地域住民が安心して暮らしていくためには、バス・タクシー・自家用有償旅客運送等の地域公共交通の維持・確保が重要となります。特に児童生徒や免許を返納した高齢者にとっては、通学や買い物、通院といった日常生活において欠くことのできないインフラであります。</p> <p>一方、全国的に人口減少が進行する中、地域公共交通の利用者数も減少傾向にあり、特に中山間地域に位置する自治体では、地域公共交通網を安定的に持続させるために相当の経費が必要となっており、国と県の財政支援を糧としながら運行できるよう努力しているところです。</p> <p>県内においても路線バスの運行体制を見直し、児童生徒や高齢者の利便性向上と運行維持に係る財政負担を軽減させるため、公営バスを導入している事例もあります。</p> <p>しかし、国が実施する地域公共交通の確保、維持、改善を図るための地域公共交通確保維持改善事業費補助金においては、その算定基礎となる「地域キロ当たり標準経常費用」が実勢経費と大きく乖離しています。この基礎数値が補助金をはじめ、交付税措置の算定根拠となることから、特に中山間地域の自治体では、負担が大きくなっているのが現状です。</p> <p>つきましては、将来にわたり地域公共交通の安定的な運行につなげるため、より地域特性と実態に見合った交付単価の算定方法に見直しをしていただくよう国に対して要望をさせていただいたところではありますが、現状の運用が維持されるよう、引き続き国に対して働きかけをお願いします。</p> <p>加えて、令和8年度から導入が予定されている路線バスでのICOCA利用については、特に日常的に利用する児童生徒や高齢者をはじめとする地域住民に混乱をきたしたり、不便を感じたりすることがないよう、利用方法の周知やサポート体制の充実など、町村と連携した対応を図っていただくようお願いいたします。</p> | <p>バス路線に係る「地域公共交通確保維持改善事業」に係る地域キロ当たり標準経常費用の見直しについては、全国知事会として本年も7月に国へ働きかけを行っており、今後も国の検討状況を注視し、所要の対応を行ってまいります。</p> <p>県民へのICOCA普及については、本年4月に市町村やバス事業者とともに立ち上げた「路線バスキャッシュレス化推進協議会」において、年明け以降に普及促進施策を実施するとともに、次年度も対策の強化を検討します。</p> | 輝く鳥取創造本部<br>(交通政策課) |

| 番号 | 区分 | 項目                  | 要望内容   | 回答   | 担当部局                |
|----|----|---------------------|--|--|---------------------|
| 13 | 継続 | 公共交通機関のキャッシュレス化について | <p>公共交通機関のキャッシュレス化については、2025年春にJR山陰本線鳥取倉吉駅間で新たにIC改札機が設置され、県内路線バスへの交通系ICカード導入も2026年春の運用開始を目指して準備が進められていますが、依然として地域公共交通のキャッシュレス環境未整備箇所は残されており、IC未整備駅では降車できないなどのトラブルが頻発しています。</p> <p>交通系ICは、駅の改札通過やバスの乗降に要する時間の短縮、小銭の準備等が不要になるといったメリットも多く、更には乗降地点や運賃のデータなどを取得して分析をすることで、地域に適した交通の再編、交通計画に利用できます。</p> <p>また、近年増加しているインバウンド客はクレジット決済利用が多く、現金のみ対応の券売機では切符が買えないことで利便性と満足度が低下し、消費機会損失につながることも懸念されます。</p> <p>つきましては、交通系ICの県全域への早期導入について働きかけいただきますとともに、鳥取、倉吉、米子の主要駅以外へのクレジットカード使用可能な高規格券売機の早期設置等、公共交通の利用促進や利便性向上に向けたキャッシュレス化について、より一層推進していただきますようお願いいたします。</p> | <p>公共交通機関のキャッシュレス化については、本年11月、関係市町と連携し、県内鉄道路線の自動改札機未導入駅への導入を加速するようJR西日本山陰支社に対し働きかけを行ったところです。</p> <p>今後も市町村と連携し、交通系ICの県民への普及・利用促進を図るとともに、JR西日本の動きを注視し、引き続き利便性向上等について働きかけを行っていきます。</p> | 輝く鳥取創造本部<br>(交通政策課) |

| 番号 | 区分 | 項目           | 要望内容   | 回答  | 担当部局             |
|----|----|--------------|--|---|------------------|
| 14 | 新規 | 介護人材確保対策について | <p>令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、中山間地域の多くでは事業存続が困難となっております。</p> <p>つきましては、中山間地域においても在宅介護のできる体制を維持するため、県において、現在取り組んでいただいている訪問介護サービス事業所に対する運営費の支援等について一層の重点的な支援を行うなど、今後とも継続的な支援をお願いします。</p> | <p>本県においては、中山間地域の高齢者の在宅生活を支える訪問介護サービスの安定的供給と維持を図るため、令和3年度から本県独自の取組として、介護保険制度とは別に、市町村と連携して行う補助制度を創設しました。</p> <p>当該補助制度では、事業存続が困難となっている訪問介護事業所の運営費を支援するほか、季節によって繁忙が激しい訪問介護職員を、人材確保が難しい中山間地域の介護サービス事業所に一時的に派遣する取組や、通所介護事業所が新たに訪問介護サービスを開始する場合、開始に要する経費への支援を可能としています。</p> <p>中山間地域でも高齢者が住み慣れた地域で安定して介護サービスを利用できる体制を維持するため、市町村とも連携しながら、当該補助金の活用等を通じて、中山間地域の在宅サービスへの支援を実施していきます。</p> <p>なお、令和7年度国補正予算において「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」により、介護職員1人あたり月額で最大19千円相当の処遇改善、「介護事業所等に対するサービス継続支援事業」により、事業所規模に応じて1事業所当たり200千円～500千円の支援が盛り込まれたため、これらの事業を活用し、中山間地域の訪問介護サービス事業所への支援を進めていきます。</p> <p>【令和7年度12月補正予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善支援事業 1,092,000千円</li> <li>・介護事業所等に対するサービス継続支援事業 132,120千円</li> </ul> | 福祉保健部<br>(長寿社会課) |

| 番号 | 区分 | 項目               | 要望内容  | 回答   | 担当部局              |
|----|----|------------------|---|--|-------------------|
| 15 | 継続 | 自治体病院の医師確保対策について | <p>公共交通機関や開業医院も少ない中山間地域において、自治体病院が提供する訪問診療や在宅看取りの取組みも重要度を増していますが、携わる医師の負担も大きくなっています。また、標榜診療科のすべてに常勤医師を確保することは難しいため、非常勤医師による診療科が多くなっています。</p> <p>自治体病院では、医師の確保策として自治医科大学と特別養成枠の卒後義務年限内の医師の県からの派遣に頼っていますが、中堅の医師の定着がなく若手医師の院内での指導体制の充実を図ることができない状況であり、中堅・幹部医師の確保が急がれるものの実現できていません。</p> <p>つきましては、県では、「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」において、この課題の対策について検討されていますが、引き続き関係市町村と連携・調整を進め、人材確保につながる具体的な施策の実施をお願いします。</p> <p>加えて、各病院の派遣医師を確保いただくとともに、県立病院を含めた自治体病院全体の安定的な病院運営のためにも卒後義務年限内の医師派遣のみではなく、県あるいは地域による義務年限終了医師や地域医療をめざす医師の確保と派遣体制の整備をお願いします。</p> | <p>次年度の県による医師派遣については、これまで要望いただいている各病院の病院長や派遣医師と面談を重ねてきており、その結果を踏まえ派遣人数及び派遣する医師について、可能な限り要望に沿う形で調整しているところです。</p> <p>中堅医師の確保に向けては、令和5年度に開催した「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」での議論を踏まえ、県派遣医師の義務明け後対策として、令和6年度から義務明け後研修支援制度を創設したところであり、引き続き義務明けが近い県派遣医師に活用を促します。</p> <p>また、関係市町との連携により、令和6年度から中山間地域のニーズが特に大きい総合診療医の確保対策を強化（鳥取大学への育成強化専門員の配置）しており、新たに1名が総合診療専門医の資格を取得したほか4名が鳥取大学の総合診療専門プログラムに登録するなど成果も挙がっているところです。次年度も取組を継続し、中山間地域の医療機関に勤務する医師の養成・確保を進めます。</p> <p>さらに、鳥取大学医学部からの医師派遣を得られにくい東部医療圏については、昨年10月に医師の派遣等に係る医療連携協定を締結したところです。今後も医師の派遣、育成及び確保に向けた具体的な施策に取り組んでいきます。</p> | 福祉保健部<br>(医療政策課)  |
| 16 | 継続 | 薬剤師の確保について       | <p>自治体病院では、薬剤師が不足しております。特に若年層については、給与面の高さから民間の調剤薬局を選択する傾向があるため、確保に向けて対応策を検討する必要があります。</p> <p>つきましては、自治体病院が給与面の格差解消のために手当等を上乗せする場合、県による支援事業の創設をお願いします。</p>   | <p>薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に薬剤師が不足している中山間地域における病院薬剤師確保は喫緊の課題と考えています。</p> <p>そのため、中山間地域の病院薬剤師確保対策として、薬剤師確保と薬剤師自身のキャリアアップ（能力の開発・向上）を両立することのできる奨学金返還助成制度を創設したところであり、中山間地域の病院で働く若年層の薬剤師に対する金銭的な援助を行うことにより、地域や業務の偏在解消につなげていきたいと考えています。</p> <p>また、県としては県内への薬剤師就業のため、薬学部設置大学との就職支援協定に基づく連携した取組（オープンキャンパスへのバスツアー等）、薬学生の病院等での実地セミナー、鳥取県薬剤師会と連携した高校生等向けの薬学部紹介セミナーなどの種々の確保対策を実施します。</p> <p>なお、令和7年度国補正予算の「医療分野における賃上げ、物価上昇に対する支援事業」において、国から病院に対し、基礎的支援として1床あたり19.5万円の支援（別途救急件数等に応じた加算あり）が行われます。</p>  | 福祉保健部<br>(医療・保険課) |

| 番号 | 区分 | 項目                                      | 要望内容   | 回答  | 担当部局           |
|----|----|---|--|---|----------------|
| 17 | 継続 | 国民健康保険料（税）における子どもの均等割の軽減について            | <p>国民健康保険料（税）の賦課における子どもの均等割の軽減措置については、令和4年度から未就学児の均等割が5割減額されましたが、軽減の対象が未就学児に限定されており、子育て世帯への負担軽減として充分ではありません。</p> <p>つきましては、収入のない子どもに対する賦課については、医療保険制度間の公平性や子育て支援の観点から、対象年齢を18歳までとする引き上げの実施、県による新たな軽減支援制度の創設をお願いします。</p>  | <p>国民健康保険料（税）の子ども均等割の軽減措置については、法改正により令和4年4月から未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の5割を減額する措置が実施されましたが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減額も5割とされているため、県としても対象範囲の拡充及び軽減割合の拡大について、国に対し要望しており、今年も8月12日に要望したところです。</p> <p>現在、厚生労働省において、子どもの均等割軽減措置の対象範囲を未就学児から高校生年代までに引き上げるよう、法改正を含めて検討しているとされており、厚生労働省の検討状況を注視していきます。</p>  | 福祉保健部（医療・保険課）  |
| 18 | 継続 | 子育て応援市町村交付金の上限額の見直しについて                 | <p>令和6年度の制度改正により各事業や区分毎の上限額が撤廃され、施設の小修繕を可能にするなどの見直しが図られ、国の補助金、交付金等の助成対象である事業との棲み分けをご教示いただいたところです。しかしながら、交付限度額の見直しは行われなかったうえ、圧縮調整により申請どおりの交付がされませんでした。</p> <p>つきましては、各町村で地域のニーズを反映しながら、独自の子育て応援の事業、活動、環境づくり等への取り組みを安定的に実施する財源として、合計事業費の1/2となる交付額が確保されるよう交付限度額の引き上げと十分な予算措置をお願いします。</p>                            | <p>圧縮調整により申請額どおりの交付決定がされなかったことについて、令和7年8月に開催した市町村担当者会において、同年9月に行う所要額調査の内容と交付申請額に乖離が生じないよう改めて額の精査を依頼し、運用改善を図ったところであり、先ずは上限額の範囲内で、市町村の所要額の1/2の交付額確保ができるよう徹底します。</p> <p>また、上限額の引上げについては、現時点では予定していませんが、国交付金等他の財源が充てられる事業については国交付金等を優先的に充てていただき、他の財源が活用できない事業については子育て応援市町村交付金を活用いただき、地域独自の子育て応援の事業、活動、環境づくり等への取組を安定的に実施していただきたいと考えています。</p> | 子ども家庭部（子育て王国課） |
| 19 | 継続 | 幼児教育・保育の無償化による副食費実費徴収に伴う副食費相当額の助成支援について | <p>令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上の副食費は実費徴収化されました。</p> <p>子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を行っています。</p> <p>つきましては、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分について、新たな県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いします。</p> | <p>幼児教育・保育の無償化を3歳未満児を含め全世帯に拡大すること、その検討に当たっては副食費も無償化の対象とすることについて、令和7年8月7日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p> <p>副食費無償化への支援については、国における給食費無償化についての議論も踏まえ、国の動向を注視していきます。</p>   | 子ども家庭部（子育て王国課） |

| 番号 | 区分 | 項目             | 要望内容   | 回答  | 担当部局               |
|----|----|----------------|--|---|--------------------|
| 20 | 継続 | 保育人材の確保について    | <p>保育士不足の状況が続くなか、「こども未来戦略」を踏まえた保育士配置基準の改善や令和8年度から本格実施となる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」など、国による子育て支援策の拡充により、より一層の保育人材確保が必要となっています。</p> <p>町村においては、保育士募集に対して応募が少なく、年度中途での入所希望に対応することが困難であるなど、保護者ニーズに沿った保育サービスの提供が難しい状況が続いています。また、十分な人数の保育士等が確保できないことで、実際に勤務する保育士や保育教諭の負担が増大するなど、保育士等の人材不足が悪循環となり労働環境の改善が進んでいないことが離職を誘発する一因にもなっています。</p> <p>つきましては、保育士等が安定して働き続けることができるよう、引き続き、保育現場の働き方改革の支援や養成施設の学生や潜在保育士に対する就職促進など、現在実施している事業の効果検証を行いながら効果的な保育士等確保対策に資する施策の推進を図るとともに、支援の必要な子どもを受け入れするために配置する加配保育士に係る経費についても継続して支援をお願いします。</p> | <p>保育人材の確保と定着の一層の推進に向けて、更なる処遇改善と配置基準改善を進めるよう令和7年8月7日及び11月27日に国に対して要望を行いました。処遇については、令和7年度の人事院勧告を踏まえ公定価格上の人件費を5.3%改善することが示されましたが、今後も引き続き国に働きかけていきます。</p> <p>保育現場で働く保育士の負担軽減については、保育関係団体からも要望をいただいております。保育士がゆとりをもって日々の保育に当たるため、また、年度中途の待機児童対策や、特別な支援が必要な子どもの増加に伴う更なる保育人材の確保も必要であると認識しているところです。令和7年8月に開催した市町村意見交換会でもご説明した通り、県では、保育人材の確保に繋げるため、令和8年度から新たに、地域限定保育士試験の実施を検討しています。また、保育士に対する就職支援などを行う保育士・保育所支援センターにおいて、養成施設の学生や潜在保育士への就職支援や、子育て支援員研修修了者への保育現場へのマッチング支援、ハローワーク等と連携した求職者への就職支援、中高生に向けた保育の魅力発信など実施しているところであり、引き続き保育人材確保の取組を進めてまいります。併せて、保育士の負担軽減に繋げるため、保育現場におけるICT化の促進や、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置する場合の補助制度の活用を推進していきます。</p> <p>また、障がい児保育事業に係る加配保育士への単県補助事業については、令和7年度から正職員単価を新設し補助基準額の増額を図ったところであり、引き続き本県の保育サービスの充実に向けて支援を継続していきます。</p> | 子ども家庭部<br>(子育て王国課) |
| 21 | 継続 | 県内における教員養成について | <p>鳥取大学は、教育学部の再配置は困難であるとの声明を出しておりましたが、知事の要請を受け、地域学部の「人間形成コース」の名称を、2027年度から「教育科学コース（仮称）」に変更する予定とされました。</p> <p>これは、教員養成機能があることを明確化し、教員志望者の取り込みを図ろうとするものであり、県内の教員養成の推進が一步前進しましたが、県内での教員養成を推進するためには、履修環境を改善することが必要です。</p> <p>つきましては、オンライン授業による単位取得を可能とする他大学との連携を進めるなど、学生の負担を軽減する履修環境の改善について、鳥取大学に対して働きかけをお願いします。</p>   | <p>鳥取大学における教員養成機能の強化については、令和9年度から地域学部人間形成コースの名称が、教育科学コースに一新され、鳥取県で教職に就くことを目指す学生が地域教員希望枠により入学する計画であり、鳥取大学、県、県教育委員会、私立学校協会で構成する「鳥取大学地域教育選修推進協議会」のWGにおいて具体的なプログラムの検討を進めています。</p> <p>大学間の連携に関しましては、鳥取県内の4大学で、単位互換の包括協定が締結されています。学生が、受入大学が指定した授業科目を履修し、在学する大学（派遣大学）で単位認定を受ける制度を設けている例もあり、こうした単位互換制度を拡充するなどにより、教職を目指す学生の履修環境の改善に努めていただくよう、鳥取大学に働きかけてまいります。</p>  | 総務部<br>(教育学術課)     |

| 番号 | 区分 | 項目                           | 要望内容  | 回答   | 担当部局                     |
|----|----|------------------------------|---|--|--------------------------|
| 22 | 継続 | 教職員不足の改善について                 | <p>学校現場では貧困やいじめ、不登校など解決すべき課題が山積みとなっています。また、英語教育やICT教育など今までにない取り組みが増えていく中で、教員が長時間労働を強いられている状況となっており、子どもたちの豊かな学びを保障できる状況とは言えなくなっています。全国的にも学校現場における働き方改革に取り組まれています。全国的にも学校現場における働き方改革に取り組まれています。全国的にも学校現場における働き方改革に取り組まれています。</p> <p>国では、教員の調整手当を4%から10%以上に段階的に引き上げることで調整されていますが、これにより長時間労働が改善されるわけではなく、教職員の確保のための抜本的な改善策が必要であると考えます。学校現場を子どもたちの学びの保障ができる環境とし、教員を目指す人材を増やしていくためには、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を改正するなど、教員数を増やすことが必要です。</p> <p>つきましては、教員数を増やすことにより、教職員の労働環境を整え、教職員が子どもたち一人ひとりに向き合った豊かな教育が実現できるよう教員数の充実を図る施策の検討をお願いします。</p> | <p>教員を取り巻く環境整備に向けては、処遇改善・学校現場の働き方改革とともに、定数改善を含めたいわゆる「三本の矢」を一体的に推進することが必要であり、このことは、昨年度の二度にわたる教職調整額引き上げに関する国要望時にも、国に働きかけているところで</p> <p>す。</p> <p>学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人ひとりが児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、教職員定数の改善等について、今年度も8月8日に国へ要望を行ったところであり、今後も引き続き、国に対して働きかけを行います。</p>                                    | 教育委員会<br>(教育人材開発課)       |
| 23 | 新規 | 全県的な課題認識に立った不登校対策事業の継続実施について | <p>文部科学省の調査によると不登校児童生徒数は11年連続で増加し、令和5年度には初めて30万人を超えました。県内においても同様に増加が続いており、令和5年度の不登校出現率は全国平均を上回っています。このような状況の中、県では不登校は全県的な課題という認識のもと、人的配置のみならず、いじめ・不登校等対策連絡会議などによる課題や取組等の共有、様々な研修の実施など、市町村と一緒に不登校対策について取り組んでいただいているところ</p> <p>です。</p> <p>しかしながら、これまでの取組により一定の効果がみられている「校内サポート教室設置事業」や「自宅学習支援事業」について、その主体が市町村に移管となると事業に係る人的配置や運用面で困難をきたすこととなります。</p> <p>つきましては、不登校対策事業は、喫緊の全県的な課題であることから、引き続き県が実施主体として取り組んでいただきますようお願いいたします。</p>  | <p>令和8年度の校内サポート教室の設置事業については市町村に主体を移管していく方向としていますが、全県的な重要課題であることに鑑み、財政面及び運営面において引き続き県も支援・協力を行うなど、県と市町村が協働して不登校支援に関する取組の推進を図ります。</p> <p>自宅学習支援事業については、引き続き市町村教育委員会の意見を聞きながら今後の事業の在り方について検討していきます。</p> <p>また、本年度から生徒支援・教育相談センターに配置している「学校支援チーム」の取組について全県的に成果を共有するとともに学校等における活用の促進を図り、いじめや不登校等の諸課題に対する学校の組織体制の充実や教職員の対応力の向上に繋がります。</p> | 教育委員会<br>(生徒支援・教育相談センター) |

| 番号 | 区分 | 項目                        | 要望内容  | 回答  | 担当部局              |
|----|----|---------------------------|---|---|-------------------|
| 24 | 継続 | 中学校の給食費無償化について            | <p>食材が高騰しており、歯止めがかからない状態が続いております。義務教育費は無償ですが、給食費については学校給食法で保護者負担が定められており、生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を通じた低所得者層への支援はあるものの、全員の無償化にはなっておらず、設置自治体に任されているのが現状です。</p> <p>子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があります。なかでも「食」は重要であり、将来にわたり健康であり続けるための礎のひとつとなります。義務教育費無償の趣旨を踏まえ、子どもの成長を社会全体で支える施策のひとつとして、子どもたちの安心で充実した食の環境を整える取り組みを進めるためにも、学校給食費の無償化が必要であると考えます。令和8年度から小学校の給食費が無償化になる見通しですが、中学校についてはまだ時間を要します。</p> <p>つきましては、中学校の給食費の無償化あるいは軽減に取り組む自治体に対して、県による支援制度の創設をお願いします。</p> | <p>学校給食費の無償化は、中学校も含めて国の責任において全国一律の制度を導入し、地方自治体の財政力により格差が生じることがないように必要な財源措置を行うべきであり、令和7年8月8日及び11月27日に国へ要望を行ったところ です。併せて、物価が高騰した場合においても給食の質を担保し、加えて地産地消など各地方公共団体が特色ある給食の提供や食育を推進することができるよう、地方公共団体に負担を強いることなく、国において確実に必要な財源措置を行うよう要望しており、今後も引き続き国に働きかけていきます。</p>       | 教育委員会<br>(体育保健課)  |
| 25 | 継続 | 浄化槽設置整備事業の制度拡充（修繕・更新）について | <p>し尿等の生活排水の処理について、下水道等整備区域外にあっては、合併処理浄化槽の設置により生活環境の改善、河川の環境保全を図っています。</p> <p>合併処理浄化槽の設置は、浄化槽設置整備事業の国庫補助制度を活用し普及促進に努めていますが、設置後30年を経過する合併処理浄化槽もあることから、設置者から老朽化による修繕や更新費用に対する助成の要望が多くあります。</p> <p>下水道等整備区域外は、特に少人数高齢世帯が多く、合併処理浄化槽の設置後に発生する修繕や更新費用の負担が家計を圧迫させることから、人口流出に拍車がかかるとともに修繕・更新が進まないことで水質保全に影響を及ぼすことが懸念されます。</p> <p>つきましては、今後も住み慣れた地域・住宅で生活を続けるには、合併処理浄化槽の老朽化による修繕及び更新を推進していく必要があるため、循環型社会形成推進交付金による県の支援制度の創設をお願いします。</p>  | <p>合併処理浄化槽の老朽化による改築・更新への財政支援については、令和7年度から国庫補助制度の対象になったところ です。</p> <p>しかしながら、個人設置型と市町村設置型で個人負担に差があることから、令和7年8月8日に国に要望を行ったところであり、今後も引き続き国に対して働きかけていきます。</p> <p>県は、全浄化槽の半数近くを占める単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を優先的に支援しており、修繕等の維持管理の支援については国補助制度の動向を見ながら、必要に応じて検討していきたいと思 います。</p> | 生活環境部<br>(水環境保全課) |

| 番号 | 区分 | 項目                                | 要望内容   | 回答   | 担当部局         |
|----|----|-----------------------------------|--|--|--------------|
| 26 | 新規 | 中山間地域における圃場整備に係る費用対効果算定基準の見直しについて | <p>中山間地域においては、急傾斜地や狭小・分散した農地が多く存在し、機械作業の効率が低いことから、農業経営におけるコストが高くなるという構造的な課題を抱えています。また、地域によってはすでに担い手が不在である、将来的に担い手が不在となる恐れがあるなど、農業の継続に深刻な懸念を抱えている地域も少なくありません。</p> <p>このような状況の中で、意欲ある農業者が周辺地域の農地も含めて効率的に活用していくためには、圃場整備による農業基盤の強化が不可欠であり、農地の集積・集約を進める上でも重要な施策となっています。</p> <p>しかしながら、現行の圃場整備事業においては、事業採択の要件として費用対効果（B/C）1.0以上が求められており、収益性の低い水稻等を中心とする土地利用型農業が主である中山間地域においては、この基準を満たすことが極めて困難な状況にあります。</p> <p>一方で、同制度では中山間地域に対して、整備面積や担い手割合に関する特例措置が講じられているにもかかわらず、費用対効果の算定基準については全国一律の評価が適用されており、制度としての整合性や実効性に疑問が生じております。持続可能な農業の確立と地域農業の担い手確保・育成を図るためには、地域の実情に応じた柔軟な制度設計が求められます。</p> <p>つきましては、中山間地域の実情を踏まえ、圃場整備事業における費用対効果（B/C）の算定基準について、地域の基盤整備が円滑に進むよう、県の積極的な支援と関係機関との調整をお願いします。</p> | <p>中山間地域においても圃場整備による生産性向上に向け、水管理や畦畔管理などの省力化、スマート農業技術や省力的栽培技術導入等による生産コスト等縮減により高い事業効果が生み出せて、費用対効果（B/C）が1.0以上となるよう、関係機関で構成するワンストップ支援体制を構築し、地域の担い手や土地所有者を交えた話し合いを進めているところです。</p> <p>町におかれましては、地域計画の策定主体として、引き続き御協力をお願いします。</p>                     | 農林水産部農地・水保全課 |
| 27 | 新規 | 渇水対策への支援について                      | <p>近年、世界的な気候変動の影響もあり、まとまった降雨のない状況や平年を上回る猛暑が続いており、県内各所で渇水状態となる事例が発生しています。この傾向は今後も続くことが想定されており、これに伴い農地への水の供給が不足し、水稻をはじめとする農作物の生育への影響が懸念されるところです。</p> <p>このような状況の中、農業者におかれては、農業用水確保のため散水車による水の運搬や水中ポンプの設置など、体力面や費用面で多くの負担を強いられており疲弊の色は隠せません。</p> <p>県では、本年度、農業経営の安定や作物の品質低下の防止のため「渇水対策等緊急事業」を創設いただき、生産者等の負担軽減が図られるようご尽力いただいたところです。</p> <p>つきましては、次年度以降も想定される渇水状況に対応するため、新年度においても、渇水対策として河川から取水する際の手続きの簡素化など、利用しやすい補助制度の創設をお願いします。</p>   | <p>県では、本年度発生した渇水を教訓に、今後、同様の渇水を想定した備えとして、各地域単位のほか、河川毎での水利用者間における協力体制構築が必要と考えており、令和8年度予算において、当該体制整備や機資材等の事前調達、渇水発生時の応急対策に係る支援制度を検討しているところです。</p> <p>本取組の醸成により、渇水時における水利用調整の円滑化も期待できることから、地域一体による体制整備の強化推進が図られるよう、市町村におかれても格別の御理解と御協力をお願いします。</p> | 農林水産部農地・水保全課 |

| 番号 | 区分 | 項目                   | 要望内容  | 回答  | 担当部局                |
|----|----|----------------------|---|---|---------------------|
| 28 | 継続 | 松枯れ対策に係る予算確保について     | <p>令和3年度から令和5年度にかけ、県や関係機関と連携して特別対策に位置づけ、松枯れ対策に取り組んできましたが、今後も発生する恐れがあり、継続した対策に取り組んでいく必要があります。</p> <p>つきましては、豊かな自然環境を守っていくためにも、特別伐倒駆除をはじめとした松枯れ対策事業について、県当初予算において確実な予算確保をお願いします。</p>  | <p>松枯れ被害については、伐倒駆除や薬剤散布による防除の徹底に取り組んでおり、昭和54年から大幅に減少しているところですが、昨年度に引き続き、本年度も被害の増加が予測されたことから、例年より早い9月補正予算において対策費の増額を措置したところです。</p> <p>また、9月補正予算が措置されるまでの間に生じた駆除業務に対応できるように当初予算を措置しているところです。</p> <p>近年の異常気象（記録的な高温少雨等）による松枯れ被害の増加を踏まえた対策の見直しや必要な予算確保に努めて参ります。</p> | 農林水産部<br>(森林づくり推進課) |
| 29 | 継続 | 防災・減災強化に向けた制度の拡充について | <p>近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、甚大な被害が生じていますが、以前発生した災害箇所のお隣で発生することもあり、当初の災害発生時に復旧範囲を拡大することで防ぐことができるものもあります。</p> <p>災害復旧事業は、国からの高率の財政支援もあり、迅速で確実な復旧を行うことにより住民生活への影響を最小限とすることができるものです。しかしながら、災害復旧工事は原形復旧が原則となっており、近傍の類似箇所における予防的な改修については、災害関連事業として補助制度は設けられているものの、災害復旧事業より補助率は低率であり、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強についても同様の措置となっており、災害関連事業等の改良復旧を行う際の支障となっています。</p> <p>つきましては、頻発する災害に対応し、防災・減災の取り組みをより強固なものとするため、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強や予防的な措置について、補助率を見直すなど制度の拡充による財政支援をお願いします。</p> | <p>災害復旧事業については、令和7年9月3日の中国地方知事会において、国庫補助の手厚い配分や補助率のかさ上げ、特別交付税の特例的な増額配分など国において中長期的な財政支援を行うとともに、再度災害防止を目的とした改良復旧を推進するために、被災規模の縮小や改良費の割合引上げ等の要件緩和を行うよう共同アピールがなされました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。</p>  | 県土整備部<br>(技術企画課)    |

| 番号 | 区分 | 項目                    | 要望内容  | 回答   | 担当部局                                   |
|----|----|-----------------------|---|--|--|
| 30 | 継続 | 海岸漂着ごみ処理委託事業の財源確保について | <p>現在、海岸にはペットボトル、缶、発泡スチロールなどのほか海外製の大型の浮きやロープなどの漁具等、種類・大きさの異なるものが多く漂着しています。沿岸自治体は県からの委託事業として、地元自治会やボランティア団体の海岸清掃などによりその対応を行っていますが、処理するごみの種類・量の増加に伴い必要な処理費も増加の傾向にあります。</p> <p>更には、台風などで大雨が降った際には、河口付近に木材や葦その他のごみが大量に流れつき、より大規模な清掃を行う必要があります。</p> <p>つきましては、近年、処理費確保の要望を実施してきており対応いただいているところですが、補助率の更なる拡充をお願いします。</p> <p>加えて、海ごみや海岸ごみについては世界的にも大きな環境問題として捉えられていることから、海環境の保全という面からも必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。</p>   | <p>我が国の排他的経済水域内での海底清掃による違法及び投棄漁具の回収作業は、これまでも行われてきているところです。日韓暫定水域についても、海底清掃が行えるよう令和7年5月20日及び8月8日に国へ要望を行いました。</p> <p>また海岸漂着ごみ処理については、国の補助制度を活用しながら沿岸各市町村と連携を図りつつ実施しており、漂着ごみを含む海洋ごみ対策については、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題として、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善するよう、令和7年8月18日に全国知事会により国に要望を行っており、引き続き国に働きかけていきます。</p>   | 農林水産部<br>(漁業調整課)<br>県土整備部<br>(河川課、港湾課) |
| 31 | 継続 | 河川の適正な管理（河川災害の防止）について | <p>河川区域内の草木伐採等の簡易的な維持管理は、これまで慣例的に地区住民によるボランティアとして実施されてきました。しかしながら、高齢化や過疎化が進み地元による維持管理が未実施のまま放置され、河川内の草木が生い茂っている箇所が増えつつあります。</p> <p>近年、全国各地で局地的集中豪雨が頻発する中、河川内の樹木や堆積土砂が流水を阻害することに起因する水害発生の危険性について、地域住民から不安の声もあがっています。流域住民の安全・安心のため、「国土強靱化基本計画」に基づき、今後も事前防災の観点から河川の掘削・伐開を引き続き継続していく必要があります。</p> <p>つきましては、水害対策として河床掘削・河川伐開に鋭意取り組んでいただいているところですが、流水阻害率（3割）に囚われることなく、河川維持管理費を確保いただき、できるだけ早期に河床掘削や伐開など適切な維持管理の実施をお願いします。</p> <p>加えて、河口閉塞による内水湛水や洪水時の水位上昇に伴う氾濫等を防止するため、河口閉塞対策の適宜実施をお願いします。</p> | <p>河床掘削や河川伐開については、土砂の異常堆積又は樹木繁茂による河川の氾濫リスクが高い箇所（要対策箇所）を把握したうえで、国の経済対策や「緊急浚渫推進事業債」を活用し順次対策を実施しています。</p> <p>要対策箇所は、「鳥取県河川維持管理計画マスタープラン」で定められた河川の区分に応じ実施する定期的な巡視や測量、更に大規模な出水後等の点検結果を踏まえ適宜見直しを行っており、令和2年までの点検で把握した668箇所は、令和6年度に全て着手済となっています。</p> <p>また、令和5年の台風第7号等の出水により新たな要対策箇所も確認されていることから、現地の状況を適宜点検し、まずは流水阻害率3割を超える箇所から優先的に工事を実施しており、地元の意見も聞きながら対策を進めていきます。</p> <p>河口閉塞対策については、河川パトロールなど現地状況を確認しながら適切な管理に努め、堆積状況に応じて河口浚渫を実施し、その浚渫土は隣接する海岸にサンドリサイクルしています。</p> | 県土整備部<br>(河川課)                         |

| 番号 | 区分 | 項目             | 要望内容  | 回答  | 担当部局             |
|----|----|----------------|---|---|------------------|
| 32 | 継続 | 内水処理対策の強化について  | <p>近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、極めて短時間のうちに住宅地の浸水や土砂災害、農地の冠水など様々な内水被害が発生しております。令和3年7月豪雨では、本県でもその傾向が顕著に表れました。</p> <p>河川の下流部に位置する町村では、内水処理のための普通河川や水路延長も長いことから、上流部における内水処理対策の影響をまともに受けることとなります。局部的に排水対策が必要なことは十分承知していますが、地球温暖化に伴って今後ますます豪雨が頻発することが見込まれることから、中長期的な河川改修等の整備と併せて、短期的な対策も必要です。</p> <p>つきましては、県と市町村、必要に応じて国とも連携した内水氾濫対策を議論する場を設置いただいたところですが、引き続き市町村と連携を図りながら内水処理対策をお願いします。</p> | <p>内水処理対策は市町村が主体となって取り組まれているところですが、流域治水及び減災対策協議会等において、内水の課題に対し、被害解消あるいは軽減につながる対策や取組を市町村と国・県等の関係機関が連携して検討、推進しています。</p>   | 県土整備部<br>(河川課)   |
| 33 | 継続 | 治山・砂防事業の推進について | <p>土砂災害防止法が改正され、県内市町村においても数多くの危険箇所が指定されており、早急に対策を講ずる必要があります。平成30年7月の西日本豪雨をはじめとするかつて経験したことのない集中豪雨などの自然災害の脅威にさらされており、今後、住民の生命財産を守るために、防災、減災に対する取り組みをハード、ソフト両面からこれまで以上に強化する必要があります。</p> <p>つきましては、治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業をより一層推進いただきますようお願いします。</p> <p>加えて、砂防堰堤等の流路工の流末処理が既存の土水路に接続されている地区では、ゲリラ豪雨等出水時に人家への浸水被害が懸念され、下流域の排水路整備が必須であることから、流末の整備事業についても県事業の対象として実施をお願いします。</p>           | <p>土砂災害対策は住民の生命・財産を守る重要な施策であり、緊急度や優先度を勘案した「選択と集中」により、国庫補助金や起債制度を有効活用しながら、効率的に事業を推進します。</p> <p>その中で、治山・砂防事業においては、土石流を直接的に止める堰堤等の防災・減災効果の高い施設を優先して整備しており、流末の流路工整備については、土砂洪水氾濫や溪岸の崩壊による土砂流出の危険性等を考慮し、必要な区間を検討します。</p> <p>堰堤流末以降の水路部分が市町の管理する普通河川である場合は、市町が事業主体となり「緊急自然災害対策事業債」を活用した水路整備が可能ですが、令和7年度までの制度であることから、制度の継続や柔軟な対応などについて令和7年11月13日に国に対して要望したところです。今後も引き続き要望を行っていきます。</p> <p>砂防堰堤等の堆積土砂撤去については、異常出水後に適宜現地確認を行い、次期出水による土砂流出の恐れがないか検討し、必要な措置を講じます。</p> | 県土整備部<br>(治山砂防課) |